

教行信證延書古寫本の研究

日 下 無 倫

—

すべて延書といふことは、言はゞ、單に返點や送假名の附いた漢文を、そのまま返り點や送假名の示す如く極めて文字通りに和字に延譯した「假名交り文」を指して言ふのであつて、現今の口語體を以て和譯せられた「口語譯」、若しくは「現代意譯」を指して言ふのではない。されば延書即ち直譯といふことが現代の口語譯から見ると誠につまらぬ業のやうであるが、しかし往時の延書はその時代／＼に於ける最も意義ある和譯であつて、殊に漢語體の文章を読み得ない愚痴曇昧の民をしては、是によりいかに裨益せしめ得たであらう。今宗祖の著作中、漢文體のもの四部を數ふることを得るが教行信證といひ、略本といひ、愚禿鈔といひ、たゞ文字羅列の外觀的體裁から見ると確かに漢文體と謂ひうるが、その返點、送假名、訓點、并に引文の省略取捨等を考へてみると、宗祖獨特の筆格であつて却て漢文といふよりも寧ろ和文といふべきである。否な教行信證は正しく鎌倉期を代表せる、堂々たる和文であつて、漢文體の教行信證をみるよりも、却て是を延書したる所に意義があ

り生命がある。されば教行信證の價値批判は漢文學上の見地から規定せらるゝのでなくて、正しく國語學的視野から決せらるゝものである。かういふ意味で教行信證延書が宗祖滅後、南北朝初期頃から盛んに行はれ、師資展轉傳寫し、今日に至つたのである。殊に一文不知の尼入道は、御本書拜讀たるや蓮師の拜讀摺によつて悉に手に觸るゝことを得なかつたのであるが、此の延書本に依つてたやすく宗祖の眞精神に觸るゝを得たのである。

二

教行信證延書を論するに先立ち、往時に於ては、一體、佛典にぞれだけの延書が出來てゐたであらうかを一瞥せねばならぬ。是に付ては茲に委しく言ふべき餘白もないが、さしあたり手近な例を示すと三部經延書、二河白道延書、七祖聖教延書(これは恐らく一部份のみ)等の如き比較的真宗に關係多き聖教類には概ね延書が出てゐることは想像するに苦しくない。先づ現存の古寫本から見ても、三部經部門に於ては、信州塩崎康樂寺には、傳宗祖御筆の大經延書(遺德法輪集)が所藏せられ、また大綱願入寺には三部經延書七巻が所藏せられ、存覺上人の御筆とさへ傳へてゐる。(遺德法輪集第六)。本書が果して存覺師の眞筆か否かは一見の上ならでは直に首肯することを得ないが、存覺師の手びかへである「存覺袖日記」^{四〇}裏には、明らかに西道所持の七帖本三部經延書のあることを説い

てゐる。同日記に曰く、

假名大經七帖

大經上帖
小經一帖

吉檀紙二半紙五行、西道
觀經各二帖

大上本

題目ヨリ略認者
フカク高儀ヲ子カフマテ

三十丁

同末

阿難トキニカノ比丘ヨリ
奥題名マテ

二十二丁

大經下本

題目ヨリ
泥洹ノ道ヲエシムルトマテ

三十丁

同末

佛ノタマハクソノ一ノ惡ヨリ
奥題名マテ

三十丁

觀本

題目ヨリ
第十三ノ觀トナツクマテ

廿九丁

同末

佛阿難ヲヨヒヨリ九品初也
奥題名マテ

十五丁

小經

題目ヨリ
十二丁

已上百六十八丁

八十四枚

檀紙ナラハ四帖、
□口ナラハ二帖ヲ可用意歟

彼と此とは調卷相一致してゐるが、袖日記所戴の七帖本延書が直ちに大綱願入寺本と同一であるとは斷言できないが、しかしそれは兎に角、從來三部經延書は覺如宗主によつて原本より延寫せられたものだと言はれてゐるが、此の袖日記によつてみても、存覺上人を以て嚆矢とするることは異論はなからう。

なほ又、此れと別種であつて、平假名にてかゝれた所の後伏見院宸筆の假名觀經や并に和字阿彌陀經(大經延書もあるべき筈だが未見)などもあつて、是には摸刻さへ傳つておる。

次に、七祖聖教の中、往生要集に就ては、近くは「和字繪入往生要集」三卷(刊本)のあることは皆人の周知のことであるが、此れ亦存覺師の「袖日記」十三丁裏に、往生要集延書料紙事と題して委しく記してゐる。即ち

上本之本 三十八丁。 上本之末 四十一丁

上末之本 三十二丁。 上末之本(末ノ誤記カ) 三十六丁

中本之本 三十丁。 中本之末 三十一丁

中末之本 三十三丁。 中末之末 三十一丁

下本之本 三十二丁。 下本之末 二十六丁

下末之本 三十一丁。 下末之末 二十九丁

已上三百九十丁露紙
六行界 假名書寫分也

調卷次第次上分配定奥委細奥事略之畢。

上本 五十五丁半

上末 欣求淨土初ヨリ
六十九丁半 摺本上本ノ内ヲ
七丁許末ニ加之

中本 五十六丁 一丁ハ裏アマル
摺本中末ノ内ヲ三丁許本ニ加之

第四止惡修善ヨリ

中末 四十九丁半

下本 四十丁半 半ハ兩許也

大文第十 問答料簡ヨリ
下末 五十六丁 摺本下本内ヲ六丁許
末ニ加之

已上西郊和字本調卷如此、除白紙定三百二十七丁 次一枚爲二丁
平假名 加白紙定假令三百五十枚許用意之、件文字等加減不同流布之摺本若有多本歟、又疊字等訓讀不守文字以義趣和之讀之、學者以料簡和書歟之由所見及也、元德二年庚午秋比奥郡聖教書寫之時、如此記置之者也。

— (袖日記于裏) —

これによると、この往生要集延書六冊は、存師が奥州大綱に於て元徳二年秋の頃和字に延寫せられたのである。而して、これに倣んでこゝに今紹介せんと思ふものは、大正七年夏發見せられた所の二種の親鸞聖教である。一は茨城縣結城町稱名寺に藏する「往生要集云」と見出しのある所の往生要集一節の延書である。他は茨城縣那珂郡鷲子村照願寺に藏する「二河白道文延書」一卷であつて、善導の散善義二河譬喻の文の延書である。今「往生要集云」を見るに、「信毀因縁者般舟經云ヒトリ一佛ノミモトニシテ功德ヲナスニアラズ」より初まつて、「ソノ縁ヲシルコトカタシ鳥豆聚ノコトシ」で終り、宛も往生要集下末大文第十問答料簡の第八の前半である。宗祖が往生要集の中、特に此一節

だけを和譯されたものだが、或は「袖日記」に記載する所の往生要集延書と同種であつて、其中の一節の板書にすぎないのか、何れとも判斷しにくひが、要するに兩者の關係がわからないにしても、要集の延書が、一度宗祖親鸞聖人の手によつて寫され、そして、それがいわゆる、聖教を手に得ることの容易ならざる、邊州の人々に往き渡つたことを考へしめるゝことに意義がある。

次に「二河白道文延書」一巻に付ては「先啓真宗聖教目錄四」に「二河譬喻展書、建長四年壬子十一月十八日、大谷の寫本在『常州照願寺寶庫』といふが、今やその原本も行衛を失つて、たゞその轉寫のみが同寺に傳へられてゐるのみである。(親鸞と祖國第二巻ノ第五、第一巻ノ第七、橋川兄論文參照)。

次に選擇集延書に就ては、尾張知多郡無量壽寺には傳綽如上人御筆の延書を藏せらるゝといひ、佛教大學には延文元歲丙申六月廿八日、存覺上人より釋覺善に相傳せられた廣本選擇集延書四帖(不完本)と、釋了宗所持の略本選擇集延書(至町時代寫)との二部を藏してゐるが、覺善に就ては、宗祖門侶交名帳によれば(1)眞佛—教念—覺善、(2)眞佛—慶覺—覺善、(3)親鸞—覺善の三人の中、その何れであるか一向不明瞭であるが、袖日記^{三井裏}に、「延文六年辛丑三月二日和州三人本尊於近州相傳之子細□之、一鋪覺善奉迎之」とある。恐らくこの覺善が今の覺善であらう。要するに選擇集廣本延書は存覺師相傳である。しかし廣本延書が果して存覺師の創作也とするもその略本が存覺師の創意に出づるや否やに就ては直に斷定出きない。しかし元祿二年四月八日佛生日に校合の功を訖つた惠

空筆選擇集略本延書（大谷大學藏）一冊によれば左の奥書がある。

一本云　曆應四歲辛巳五月十四日以聖人御點之正本依願主之所望延呈假名加校合訖、努力不可有忽
緒之義而已。

此れによると、曆應四年（一一〇〇）は覺師七十一、存師五十一歳の時で、單に此れだけの奥書によつては、選擇集延書が覺師の創作なるや、將た又存師の創意に出づるや否や何れとも決し難いが、これに就て「袖日記」^{〔四丁〕}裏には

西道所持本本長尾導智本云云五行

和字選擇調卷并丁數事

普通本也
非廣本

本一 教相兩章 三十一丁

本二 本願一章 二十三丁

本三 三輩利益
留發攝取 四章 二十七丁

末一 四修三心 二章 三十三丁

末二 化讚讚嘆 三章 三十六丁

末三 多善根證誠
護念付屬 四章 三十六章

〔丁ノ誤記カ〕

以 上

以○右○本○新○寫○本○調卷等
如本六行 念法房軸也

本上二十三丁 本中十七丁

本下二十一丁 末上二十八丁

末中二十七丁 末下二十三丁

といふが如き即ち「西道所持本、本長尾導智本云々」といひ、或は「以右本新寫本」といふが如きより見ると、存覺師自ら聖人御點の正本を以て和字に延譯せられたものではなく、恐らく存覺師は他の延書本より轉寫されたことゝ思ふ。

その他「袖日記」には

往生講式、假名延タル料帶員數事

廿二枚

薄白ヲ打タル
格別十七行

といふて往生講式に延書本のあることを論じてゐる。かうして數へ立てるに、漢文の經典并に聖教類の延書（和譯）といふことが鎌倉時代及びそれ以後に於て盛んに流行したことが知れる。單に淨土教關係のものゝみならず、當時一般の傾向も同じであつて、かの愚管鈔の「和語論」をはじめとして、菅原爲長が尼將軍政子のためしたものといふ「假名の貞觀政要」や或は道元禪師の正法眼藏なども當時の產物である。這うして考へると、該時代と延書との關係の益々密接であつたことを思はしむ

るのである。

三

翻つて思ふ。宗祖著作の漢文聖教の中、後世延書として現存するものは正しく左の二部である。曰く、淨土文類聚鈔延書と教行信證延書とである。淨土文類聚鈔はいつ時代、誰人によりて延書和譯されたるかといふに、

大谷大學圖書館に光遠院惠空の書寫する所の延書本一帖を藏する。その奥書に曰く。

本云　曆應三歲庚辰四月廿三日本願寺聖人、

以_レ被_レ染_三御_二筆_一真名_ノ正本_、依_ニ願_一主_ノ所_ニ望_一難_二避_レ

以_ニ和_一字_ノ所_ニ延_一寫_二也_、他見在_レ憚_ノ而已_、

一本ニ　正_{壽イ}嘉元年六月四日書寫之本奧鸞聖人以_ニ朱被染御筆_{云云}

愚禿親鸞八十五才點之

康永第三歲甲申三月十一日已刻以_ニ漢字本_ノ和_ニ之訖、

又一本ニ　以_ニ彼御點本校此本_ノ所々以墨註了

宗昭三十九才

於奧前大網御坊校之

嘉元二歲甲辰南呂下旬第九日奉書寫訖、

正慶二歲癸酉二月十七日御談義中於御前書寫訖

隱倫乘專在判

諱 惠洞之

右、

元祿二巳巳年四月廿八日寫此本畢 惠空叟

この奥書三種の中、乘専の奥は原典の奥書であつて延書のそれではない。前の二種が正しく延書本の奥書で此によると、一度は暦應三歳(一〇〇〇)四月廿三日に延書(和譯)が成り立ち、他は康永三年(一一〇四)三月十一日に延書を作つてゐる。即ち前後二回の延書的事業が行はれたのである。思ふに同一人が二度までも本書を和譯せしむるといふ筈もなく、恐らくは暦應三年は覺如上人の延書であつて、康永三年のは存覺上人の延書を指すであらうと推せられる。『明治八年聖教校合之記』には、文類聚鈔に付て、西京圓重寺所傳の覺師眞筆の延書と、古橋願得寺所傳の蓮師眞筆の延書とに付き、二本校合のこと記してゐる。現今、該二本の所在は不明に屬するが、「校合之記」によるところ、覺師眞筆本には今の「暦應三年——乃至——在憚而已」の跋文を有し、蓮師眞筆本には、卷尾に、

永享六甲寅歲五月十二日書畢「釋蓮如花押」の文字を有せりといふ。今「校合之記」の文を引けば「西京圓重寺所傳覺師ノ真筆ト稱スル延書ノ一本、萬延二辛酉歲御開板ナリタル小本ノ御延書ヲ以テ對校スルニ文點間々異リ義趣ヤ、出沒シテ互ニ得失アリ講談ノ節ハ尤對照スヘキ本也、然ルニ跋文ニ曰、曆應三歲庚辰四月廿三日本願寺聖人一中略而已トアルヲ見レハ、延書最初ノ本ト見ユ……更按スルニ此本書體凡筆ニ非ス、恐是、覺主ノ真蹟ナラン」とあつて、曆應三年に和字を以て延寫したるは覺師なりと斷定してゐる。思ふに御傳鈔の題名を「本願寺聖人親鸞傳繪」といひ、今の奥書にも「本願寺聖人」といふが如く、宗祖を呼ぶにこの呼稱を以てせるは覺師の獨創的呼稱であつて、この邊からみても、「校合之記」著者の言ふ如く覺師の延書であることは間違なからう。尙ほ「校合之記」に奥書の中の所望の文字に付て、「此邊ニ所望トアルハ多クハ乘專ヲサス。已ニ口傳改邪ノ兩鈔モ清範法眼ノ請ニ應シテ製シ玉フ。清範ハ即チ乘專ノ本名ナレハ恐ク今奥書ニ願主ノ所望難避トアルハ乘專ヲサスナルヘシ。又曆應三歲ハ願々鈔御製作ナルコト慕歸繪詞十五紙ニ出テ、其コロ崇光寺成信ノ所望トアレハ此御延書モ亦之ニ同シカラシカ。同年十月十五日御上洛云々ノ事執持鈔ノ奥ニミヘタレハ江州又ハ丹波ニ於テ延寫シ玉フトコロトミヘタリ。爾ハ此本ハ覺師御延書最初ノ本ナルコト明カナリ」といふて、願主を乗專、若しくは成信等に見出さうとしたは誠にさもありぬべきなれど、是に付ては今後確實なる史料の現はるゝまで斷言を躊躇する。

四

本論に入るべき前程が餘りに長くなつたが、いよ／＼教行信證延書に付て言はう。先づ現存の古寫本若しくは文献史上にその名をとどめてゐる御本書延書を羅列すれば左の如くである。

1 常陸照願寺本零本一帖

傳宗祖筆

2 大谷派本山内事局所藏本源覺筆 十九帖

傳覺信尼公延書本信卷

一帖

3 洛陽勝福寺本慶長十五、空圓、寫 二十帖

4 金堂弘誓寺本 二十帖

5 金森善立寺本

十七帖

6 佛教大學所藏本二本、存覺 十七帖

7 西本願寺室内部所藏本存如 十七帖

8 貝塚願泉寺本 一帖

9 常陸願入寺本紹如 一帖

10 大阪妙琳坊本巧如 残欠真佛土卷

- 12 三河專修坊本 蓮如
13 若松本泉寺本
14 本德寺本 播州魚崎新邑圓明寺文正寫
15 井波瑞泉寺本 實如
16 近州真念寺本 蓮悟
17 能登正福寺本 實如
18 禿氏氏所藏本
19 金堂弘誓寺舊藏本
20 三河本證寺本 實如
21 萬延二年翻刻本 丁字屋
22 大高文進校訂本
23 真宗聖教大全本
- 十七帖
十七帖
十七帖
十七帖
十七帖
十七帖
十七帖
十七帖
十七帖
零本二帖
四冊
四冊
- 信卷殘欠一帖
- 十七帖

五 常陸照願寺本

本書は常陸國那珂郡、塙郷村鷺子村の照願寺(大谷派)に傳へらるゝといふのであつて、そのこと

は二十四輩散在記、摺聚抄卷下等聖人の遺蹟に關する記録の中にしばゞ見えて居る。

二河白道延書ト

一、敎行證延書、聖人御筆、奥ニ年號月日御自名六字名號アリ、水戸宰相殿江戸ニ御修覆ナサレ、箱ニ入クタサル、也。上人御筆ニ相違ナキ由ニテ畠山牛庵添狀アリ（二十四輩數在記）（眞金五十
八頁）

元祿年中、「本山書上」の中にも

一、祖師聖人様御筆 敎行信證延書 半冊

御正筆之敎行信證延書者 德正代、慶長年中火災之節、並村小野田村に罷在候、永福寺に被盜取申候然所に永福寺改宗仕、眞言宗に罷成候故御宗門の書籍龜抹に致し候を、其節拙僧、村に罷在候照願寺信了と申者、彼地へ打越撰取照願寺家寶之重寶と致候云云

ともあつて、これを宗祖聖人自筆の延書本と稱へてゐるが、しかしされは頗る怪しむべきもので、宗祖が、自著なる御本書を、親ら延書きさせられたとは考へられぬ。先般、照願寺前住高澤信廣氏に紹介したが、その返事によつてみれば、今や該原本は無くなつてゐることで、此れ以上研究の歩を進めるることはできない。

六、大谷派本願寺内事局本

大谷派本願寺内事局に御本書延書一部を藏して居る。其體裁は、縦七寸八分、横五寸二分の粘葉綴で、合計十九帖より成り、各帖には梨地色の標紙が附せられてある。紙は鳥の子を用ひ、本文は一紙兩面に書かれ、半面五行、一行十三字乃至二十字詰である。各卷の標紙にはそれぐ外題文字と、その左隅に「釋源覺」の三字が書かれてあるが、墨色といひ、筆格といひ、運筆といひ、本文と同一筆なることは疑ふべき餘地なく、たゞ惜しむらくは十九帖の内最後の一帖だけは後世の補寫であつて、信卷三末中には左の奥書が附いてある。

貞和二歲丙戌 二月廿八日 時正
第四日

これによると、本書は正しく南北朝初期貞和四年（一一〇〇六）書寫の眞本であつて源覺なるものゝ筆に成れるることは寸毫の疑ひを容れないものである。而して同年二月廿五日に筆を起し、信卷三末中を書き終つたが正しく第四日目である。貞和二年は、覺師七十六歳、存師五十六歳の時であつて、實に現存古寫本の中、最古に屬する珍品である。本書々寫の源覺に付ては一向に是を知るべき手係もないが、名字の冠字に源の字がある以上、恐らくは佛光寺系統の人であるらしく、光蘭院所藏の宗祖門侶交名牒にも

源 覺。

禪 源 了 心

—— 源性
—— 淨圓

とあるから、或はこの禪源門下の源覺ではあるまいが、しかし、少し時代が下るやうに思はれぬで
もないから斷言を憚かる。

その紙數並に調卷を示せば左の如くである。

第一冊 教行證一（教卷）、十六紙

第二冊 教行證二之上（行卷之二）、四十九紙白紙一紙

初より論註引文「安樂淨土ニ往生セシメタマヘルナリト抄出」に至る。

第三冊 顯真實行二之中、六十紙

安樂集の文より、飛錫の文「萬行ノ元首ナルカユヘニ三昧王トイフト已上」に至る。

第四冊 顯真實行二之下、五十二紙

「往生要集ニイハク」より終に至る。

第五冊 顯真實信三本上、四十八紙

本卷初より「因ナクシテ他ノ因ノアルニハアラサルナリトシルヘシ」文に至る。

第六冊 顯真實信三本下、四十七紙

「トフ如來ノ本願ステニ至心信樂欲生」より信卷本終に至る。

第七冊 顯眞實信三末上、 三十八紙

信卷末初より「阿耨多羅三藐三菩提心ヲ發セシムルコトアタハスト已上」の文に至る。

第八冊 顯眞實信三末中、 六十二紙

「マタノタマハクソノトキニ王舍大城ニ阿闍世王アリ云」の文より「佛ヲメクルコト三市シテ辭退シテミヤニカヘリニキト已上抄出」に至る。

第九冊 顯眞實信三末下、 三十八紙

「マタノタマハク善男子羅閱祇主頻婆沙羅」より信卷末終に至る。

第十冊 顯眞實證四本、 三十六紙

證卷初より「他ノ因ノアルニハアラストナリ」の文に至る。

第十一冊 顯眞實證四末、 三十六紙

「略シテ入一法句ヲトクカユヘニトノタマヘリ」の文より證卷の終に至る。

第十二冊 顯眞佛土文類五本、 四十六紙

本卷初より「世諦ノ法ヲトキテ第一義諦トスト略出」の文に至る。

第十三冊 顯眞佛土文類五末、 四十七紙白紙一紙

「マタノタマハク迦葉マタイハク」の文より眞佛土巻終りに至る。

第十四冊 顯化身土文類六本上、四十二紙

本巻初より「カルカユヘニ不實ノ功德トナツクト已上」の文に至る。

第十五冊 顯化身土文類六本中、四十八紙

「安樂集ニイハク大集經ノ月藏分」の文より、「コノ義ヲモテノユヘニ善知識トナツク抄出」の文に至る。

第十六冊 顯化身土文類六本下、四十八紙

「華嚴經ニノタマハクナンチ善知識ヲ念スルコト」の文より、「マタ仁王經ニイフカコトシ乃至已上略抄」の文に至る。

第十七冊 顯化身土文類六末上、四十一紙

卷初より、「コノ闍浮提所集ノ鬼神ヲモテ分布安置ス護持養育スヘシ」に至る。

第十八冊 顯化身土文類六末中、墨付三十三紙白紙一紙

「ソノトキニ世尊マタ娑婆世界主」の文より、「世間ノ名利恭敬ニ貪着スルカユヘナリト已上」に至る。

第十九冊 顯化身土文類六末下、(此の一巻は補寫)四十八紙

「辯正論法琳撰・ノニイハク」の文より卷尾までに至る。

上述の如く、本書の特異なる點は、普通現存御延書の概ね十七冊なるに對し、かくの如く十九冊本なるに存する。これはもと大和國北葛城郡箸尾教行寺（本國、攝州富田）の所傳であつたが、故あつて現今本山内事局の所藏である。

最後に本書の史的價値を一言せんに、書物そのものとしても現存古寫延書中、最古の逸品であるは申すまでもないが、殊にその體裁並に内容に於ても著しく古本の面影を存してゐる。即ち御延書としては他の何れよりも、より多く坂東報恩寺所傳の御真本御延書に近きものであつて、本書中に散見せる左訓（朱書）といひ、右訓（朱書）といひ、行文の形式と言ひ、或は又た所々清濁の朱點を施せる所などはすべて坂東本に於ける送假名、左訓、並に返點に似通つて居る。たゞ左訓の多少に就ては、坂東本よりは少しく數量を減じてゐるのみであつて、恐らく坂東御真本若しくはその轉寫本に據つたことは明らかである。しかし御延書は教行信證原本そのものでない。延べ書きの際には多少の改竄あるは免れぬことで、その著しき點は坂東本ではムの字を使用せるを、貞和本の御延書ではンの字に改めてゐることである。今、坂東本と貞和本とを首尾全部比較して示すべき餘白を持たないが、茲に只その假名遣の相違點の一部分を例示すれば左の如くである。

〔信卷本卷〕

〔坂東本教行信證〕

(多くの場合)無

ム。

オモフテ

○ヨヒ、オハ

ノホリテ

徴チヨウ

偽軒イツワリイツワル

二鄆

アフヒテ

オホフテ

座

怯弱コウニヤク

惑マトイ

〔貞和本御延書〕

ン^o 无^o

オモヒテ

ヲヨヒ、ヲハ

ノホテ

徴チ

イツハリイツハル

二障

アフイテ

オホヒテ

坐

怯弱カウニヤク

惑マトイ。

(多クハ) 智慧。

喚ヨハフ。

陰オム。

迦クキヤウ。

澤サワ。

染セム。焰エム。

オヨヒ

招喚セフクワン。

勘編カムカフツラヌ

至イタル

虚偽イツワル

恭敬ツシム。

有情。

詐諂イツワリヘツラフ

悲憐アワレム

智慧。

喚ヨハヴ。

陰オム。

迦クワウ。

澤サハ。染セン。焰エン。

オヨヒ

招喚セウクワン。

勘編カンカウツラヌ

至ヰタル

虚偽イツハル

恭敬ツシム。

有性。

詐諂イツハリヘツラハス

悲憐アハレム

畢ツイニ。

「信ハヨク智功德ヲ增長ス」

畢ツキニ。

此の十一字なし。

增長。

兼利ケムリ。

招喚マ子キヨフ。

哀アワレム。

兼利ケンリ。

招喚マ子キヨハウ。

哀アハレム。

異見異學大阿彌陀經支謙

異學異見(後の文字なし)。

入眞

眞

了ツイニ。

了ツキニ。

七 傳覺信尼公延書本

大谷派本願寺内事局に御延書断簡一帖を藏す。覺信尼公御筆と稱へらるゝもので、信卷末卷上的一部分である。冠初の「ソレ眞實信樂ヲ按スルニ信樂ニ一念アリ」といふより、大悲經の文「大悲ヲ行スル人トナツク已上抄出」までに終つてゐるが、調卷の上から言へば、貞和本の第七冊に當り、弘誓寺本の第八冊に當り、その他の延書本の第七冊に當つてゐるが、その何れとも一致しないで、唯

その一部分である。題號もなく撰號も略してあるは貞和本以下に相似て、弘誓寺本と異つてゐる。本文の墨付二十五紙であつて、裝釘は粘葉綴なるは申す迄もない。一紙兩面に書かれ、半面五行、一行十三字乃至十九字詰である。卷尾の綴目に淨教。本の三文字を墨書してゐるが、淨教に關しては何等知るべき史料がない。本書は紙質墨跡に徵して、恐らく南北朝を下るものに非ず、たゞひ信卷一帖の斷簡に過ぎないと言つても左訓の稀に存する點や（朱書にあらず）現流の延書本と比較してその相違點の多きを見出して、ます／＼その價値を信ずるものである。本書はもと河内中河内郡堅上村松谷の光徳寺に傳來したこと、その箱書の文字にて推測らる。

八 洛陽勝福寺本

洛陽勝福寺とは京都上京區、中立賣通松屋町西入新泉丸町西派の勝福寺のことである。丹山文庫所藏の「延書諸本校合記」によると、本寺には粘葉綴二十帖本の御延書を藏し、それは文和四年の奥書ある御延書から慶長十五年に空圓なるものに依つて寫された一本であると言ふて居る。香月院、信珠院、兩師の考へでは、本書は覺如上人の御延書であつて、弘誓寺本（次に言ふ）の原本であると推測つてゐる所だが、惜しいかな、同寺は元治以來幾度かの祝融に遭ひて原本の影だに見得ないのは千載の恨事である。

九 金堂弘誓寺本

近州神崎郡南五ヶ莊村金堂弘誓寺(大谷派)に傳ふる一本で、本年三月親しく同寺にて閲することを得た。徳川中期、當寺第十八世諦受院釋惠廣の筆寫に係るものである。惠廣はもと羽州酒田安祥寺智眼院惠俊の眞弟であつて、信證院法印雲孫である。元祿二年三月廿四日得度し、後弘誓寺の世代を繼き、享保十九甲寅九月十五日に卒してゐる。(弘誓寺譜)以て本書の筆寫年代を略々知ることを得る。見るところ、粘葉綴二十帖冊子本で、第一、第二、第十三、の三帖には文和四年の奥を有し第十四卷には文和五年の奥を有し、原本の奥書をそのまま存しておる。「慶長十五年空圓書寫」の奥書がない所から察すると、洛陽勝福寺本から直ちに寫されたものとは斷言できないが、是れと同一種の文和本から轉寫されたことは容易に推測される。その體裁は縦八寸八分、横六寸三分で、半面六行、一行十六字乃至廿字詰である。信珠院丹山は是を覺如上人御延書と言ふておる。本文には本泉寺本を以て校合せること本書の奥書に示すが如くである。今調卷、紙數、奥書、及び識語を檢すれば左の如くである。

第一 敷卷、

墨付十一紙 白紙一紙

(奥云)寫本云

文和四年乙未十月 日寫之畢

第二行之卷上 墨付三十八紙

(奥云)寫本、文和四年八月 日寫之。右筆行玄二十一歲、斯書一部書寫之其願主志只有憐愍遐代愚人不厭生死不欣苦提矣意樂無私偏爲用愚昧明燈之也 仰願三國傳燈諸大祖師納受哀愍疊重志願矣

- | | |
|-----------|-------------|
| 第三行之卷中、 | 墨付四十一紙 白紙一紙 |
| 第四行之卷下、 | 墨付三十八紙 |
| 第五信之卷本上、 | 墨付二十七紙 白紙一紙 |
| 第六信之卷本中、 | 墨付二十八紙 |
| 第七信之卷本下、 | 墨付二十三紙 白紙一紙 |
| 第八信之卷末上、 | 墨付三十一紙 白紙一紙 |
| 第九信之卷末中、 | 墨付四十七紙 |
| 第一〇信之卷末下、 | 墨付二十七紙半 |
| 第十一證之卷上、 | 墨付二十六紙半 |
| 第十二證之卷下、 | 墨付二十四紙 |

第一三 真佛土卷上、 墨付三十八紙

(奥云)文和四年九月 日 書寫之、

第一四 真佛土卷下、 墨付二十七紙 白紙一紙

(奥云)文和五年正月 日 書寫之、

第一五 化身土卷本上、 墨付二十七紙 白紙一紙

第一六 化身土卷本中、 墨付三十二紙半

第一七 化身土卷本下、 墨付三十紙半

第一八 化身土卷末上、 墨付三十紙

第一九 化身土卷末中、 墨付二十二紙

第二〇、化身土卷末下、 墨付三十三紙

(奥識語に曰く)『コノ御本書御ノヘ書二十卷ハ覺如上人ノ御ノヘカキナリ弘誓寺第十八世惠廣ノ書寫シ奉ルモノ也、傍ニ朱ニテ書入アルハ本泉寺傳本也、蓮如上人御ノヘ書一書ニ兩本ヲ傳ヘン爲朱ニテ傍ニシルスモノ也。但朱ヲ以テ墨字ヲ點スルハ執筆者ノ龜忽也』

これによると、文和四年(一一〇一五)乙未八月に行立なるものによりて書寫されたもので、恰も覺師入滅の後四年、存師六十五歳の時に當り、實に六要鈔選述より六年前である。御延書流傳史料とし

て見逃すべからざる奥書である。

今貞和本と、文和本との重なる相違點を述ぶれば、彼は多く敬語を用ひて「曰く」を「ノタマハク」と訓ずれども、今は率直に「イハク」と延書きしてゐる。彼は三サムといひ、此は三サンといふ。彼の證シヨウに對して證シヤウといひ、仰アフイテに對してアフヒテといひ、貪トムに對して貪トンといひ、法琳リムに對して法琳リンといふが如き、尙又た彼には集シフといふに對して今は集アツムと訓し、彼の「必然ノ理」に對して今は「必然ノコトハリ」といふが如く、彼此對照することによつて益々貞和本の原始的な驚くのである。

一〇 金森善立寺本

もと江州野洲郡小津村金森善立寺所傳にして、光遠院惠空師の所持本である。現今大谷大學附屬圖書館に藏す。

堅八寸八分、横六寸五分の粘葉綴本にして、内一帖は惠空師の補寫する所である。紙質並に墨色の茶褐泥色なるに徴しても、徳川時代以前に屬する筆寫なるを知る。全巻合計十七帖にして、半面七行、一行十五字乃至二十一字詰である。紙背文書に「八日善藏」の文字があるが、本書の沿革に關する史料に成らぬ。調卷に就ては、貞和本、文和本の十九、若しくは二十冊本と異り、流布本（萬延刊本）

の十七冊本と同じいが、しかし今その流布本に比するに、

一、信卷の本末と分つこと。

二、撰號は總序及び信卷別序に存せること。

三、標舉の所在、教卷は題後文前にあること。

四、證卷本末の別方は貞和本、文和本と同じきこと。

以上列舉の四點は流布本よりも却て貞和、文和二本に一致してをる點に於て價値がある。その調卷及び紙數を示せば左の如くである。

第一冊 顯眞實教序一(外題教卷)、十紙

第二冊 顯眞實行二上(外題行卷上)、四十紙

初めより目蓮所問經の文「ナニソ難ヲステ、易行道ニヨラサラシヤ已上」に至る。(寛永版行

卷初より十八丁まで)

第三冊 顯眞實行二中(外題行卷中)、四十紙

光明寺和尚云(往生禮讚前序文)の文より、光明寺の和尚の文「マタ專心專念トイヘリ」に至る。(寛永版行卷十八丁より二十四丁まで)、

第四冊 顯眞實行二下(外題行卷下)、三十二紙

「智昇師ノ集諸經禮懺儀ノ下卷ニイハク」の文より終に至る。（寛永版行卷三十五丁より終まで）

第五冊 顯眞實信三本上（外題信卷本本）、三十一紙

初より二河喻の文終「無上ノ信心ヲ發起セシメタマヘリ」に至る。（寛永版信卷三本初丁より十四丁まで）

第六冊 顯眞實信三本下（外題信卷本末）、三十八紙

「貞元ノ新定釋教ノ目錄卷十一ニイハク」の文より、信卷本終りに至る。（寛永版信卷三本十四丁より二十九丁まで）

第七冊 顯眞實信三末上（外題信卷本末）、四十八紙

初より涅槃經の文「加羅鳩馱迦旃延」に至る。（寛永版三末一丁より十九丁まで）。

第八冊 顯眞實信三末下（外題信卷末末）、五十一紙

「マタイハク善男子ワカイフトコロノコトシ」（北本涅槃經二十初紙南本十八初紙）より終に至る。（寛永本三末十九丁より三十九丁に至る）。

第九冊 顯眞實證四上（外題證卷本）、二十四紙

此の一帖のみは惠空講師の補寫にかかる。

卷初より論註の文「因ナクシテ他ノ因ノアルニハアラストシリベシトナリ」に至る。（寛永

本四ノ初丁より十一丁まで)

第十冊 顯真實證四ノ下(外題證卷末)、

二十三紙 白紙一紙

論註の文「略シテ入一法句ヲトクユヘニ」より終に至る。(寛永本四ノ十一丁より終二十一丁まで)、

第十一冊 顯真佛土五上(外題真佛土卷本)、

三十六紙

卷初より又言一切覺者乃至聞見(北本涅槃經二十七ノ二十一紙、南本二十五ノ二十一紙)に至る。(寛永本五ノ一丁より十六丁まで)、

第十二冊 顯真佛土五下(外題真佛土卷末)、

二十七紙

「淨土論ニイハク」より終「コトニ奉持スヘシシルヘシトナリ」に至る。(寛永本五ノ十六丁より二十七丁まで)

此の卷に「實道上人□□御光來」の入れ紙あり。

第十三冊 顯化身土六本上(外題化身土卷本上)、二十九紙

白紙一

卷初より安樂集下の文「又云未滿一萬乃至偽也」(即ち、報ヲウルコトハ偽ナリ已上)に至る。(寛永本六本ノ一丁より十三丁に至る)。

第十四冊 顯化身土六本中(外題化身土卷本中)、三十二紙

「シカルニイマ大本ニヨルニ眞實方便ノ願云々」より涅槃經の「コノ義ヲモテノユヘニ善知識トナツク抄出」の文（北本二十五ノ四番、南本二十三ノ四番）に至る。（寛永本六本十三丁右より二十六丁左まで）、

第十五冊 顯化身土六本下（外題化身土卷本下）、三十三紙

「華嚴經ニノタマハク」（唐譯七十七ノ二十三紙）より終に至る。（寛永本六本ノ二十六丁より四十丁まで）。

第十六冊 顯化身土六末上（外題化身土卷末本）、四十四紙

卷初より「罪福ノ因縁ヲ信スヘシト抄出」（舊華嚴經二十四ノ十六紙の文）に至る。（寛永本六末の初丁より二十丁裏まで）、

第十七冊 顯化身土六末下（外題化身土卷末末）、三十八紙

「首楞嚴經ニノタマハク」（卷六ノ十二紙の文）より末尾に至る。（寛永本ノ六末二十丁裏より末尾三十七丁まで）。

十一 西本願寺室内部所藏本

西本願寺室内部に御延書一本を藏し、紙質、鳥の子、粘葉綴、調卷十七帖、表紙は藍色で「釋成

信」の名字がある。その奥書に曰く。

延文五歳庚子 正月二十二日書終之記。書寫中無障礙。終其功奉渡之條冥慮之所致歟本望無極者也

耳 釋子俊玄。

奥書中の俊玄は第四世善如上人の諱で、延文五歳(一一〇二)は正しく正人二十八歳、存覺上人七十一歳で、六要鈔選述の年である。標紙の釋成信のことは慕歸繪詞十五紙に出でゝある。江州崇光寺成信所望によつて、覺如上人が暦應三年九月に願々鈔を製作し玉ふたのであるが、願々鈔所望の成信が則ち今の成信であつて、覺師の聞法血脉の門弟で、「袖日記」の中、覺師葬送の記事にもその名を列してゐる。(此項中井氏教行信證校訂本に據る所多し)。

十二 佛教大學所藏本二本

佛教大學に延書本二本を藏す。一は文化元年甲子(一一四六四)の筆錄にかゝり、凡て十七帖より成る。化土卷の奥書は即ち延文五年の善如上人の奥と同じもので、室内部の延文本の轉寫なることが知らるゝ。他の一つは、亦、調卷及び内容全く前と同じで、筆寫の年代は恐らく徳川中期を下らないものだが、その原本は天文二十二年(一一一三)の筆寫に成ることは奥書に依て知らるゝ。化土卷の奥書に、

此書存覺聖人ノ御筆ヲ以テ寫申候、但四卷目二卷、同五卷目二卷合テ四卷ハ乘専ノ筆也此内四卷メノ本口ヨリ十丁目メ一面迄ハ存覺聖人ノ御筆也、

天文二十二年癸丑七月十二日相調候畢、とあり、

又た眞佛土巻の終に、

本云 寛元五年二月五日以善信聖人御眞筆祕本加書寫校合訖、

文義字訓等
重委託畢

隱倫 尊蓮六十六歳

今年聖人七十五歳也。

本云 康永一歳癸未五月十七日以漢字之眞本延寫于和字授與之、願主 乘智、

とある。此二所の奥は、御延書の起原若しくは流傳史上缺くべからざるもので、察するに康永二年(一〇〇三)存覺師五十四歳の時、覺師の弟子乗智の所望によつて延書せられたものが康永の原本であつて、其後十七年、延文五年(一一〇一〇)に善如上人俊玄の是を書寫せられたものが謂ゆる延文本であつて、そして更に百九十三年を経て天文二十二年(一二二一三)に何人かの手によつて書寫されたものが即ち天文本である。康永本、並びに天文本の所在は不明であるが、要するに御本書の延書は、その一本は恐らく存覺上人の手に成れるものを以て嚆矢といふべきである(御延書に二本あること。
は後に於て論する。)。

十三 貝塚願泉寺本

和泉國泉州郡貝塚願泉寺に藏する一本で、徳川時代に書寫せられたる十七帖本である。延文本の傳寫であることは奥書によつて明らかである。

教卷の見返しの識語に曰く。

教一、行二、行中、行下、信三本上、信末下、信末上、信末下、證四本、證末、眞佛土五本、眞佛土末、化身土六本、化身土本中、化身土本下、化身土末上、化身土末下、已上十七帖

右一部述書如斯、彼正本常ノ正教社ニテ、表紙梨地外題ナシニ當中ヨリ顯淨土眞實教文類一ト以御筆被遊訖、有子細令頓寫之間如此馳早筆而已有恐々々

以後可奉直書寫者也、袋草帯之時者紙數一部之分六百七十九枚也、
化身十卷末ノ下の奥書に曰く。

本云 延文五歲乃至 中略 釋子俊玄、

右於此寫本者江州長澤福田寺所持本也、然間越前宇坂明珍依所望令書寫之訖、仍可爲彼所持之本者也而已、

于時 享德三季七月八日 釋蓮(マ)、

焉者御筆也

願以書寫力、速成二世願、隨願得往生、利益衆生界、雖爲惡筆依圓金所望如形書寫畢、興隆佛法之志、哀而一返廻向於奉憑所也

南無阿彌陀佛

于時 文正元年丙戌七月八日

右筆當卿 住侶 西玉坊春秋 四十五歲

越前宇坂ヨリ兵庫鄉染田圓金相傳

これによると、延文本が享徳三年（一二一四）、蓮如上人四十歳の時、一度傳寫せられ、續いてそれより十二年後文正元年（一二二六）に、西玉坊なるものによつて書寫せらるゝに至つたのである。これも寫傳史料の一として重要とせねばならぬ。

十四 願入寺本並に妙琳坊本

常陸國東茨城郡磯濱町内祝町願入寺（大谷派）に藏すること「遺徳法輪集」六三^三に記載する。即ち「この御本書は延書にて十七卷あり、綽如上人の御筆なり」といへるもののはれであつて、有無不明に付き當寺住職大綱演照氏に紹介したが今や泯亡して傳はらないといふ。尙又た大阪市東區北久太郎町四丁目妙琳坊に、第六世巧如上人の眞筆にかかる眞佛土巻延卷、一帖を所蔵せりといふことだが、こ

れも眼福の機會がないから紹介は他日を期することとするが、第五世綽如本も第六世巧如本も恐らく存覺師延書本の傳寫であらう。

十五 三河專修坊本等三本

三河國碧海郡高濱町高取專修坊に傳へらるゝもので、遺德法輪集四の十丁に「蓮如上人の延書に遊ばされ十七巻に書き給へり」とあるもの即ちこれである。予昨年夏親しく同寺に於て拜見するところを記せば、調卷の十七帖なることは現流本と同じで、教一、行上中下三、信本末上下四、證本末二、真本末二、化本上中下、化末上下五であつて奥書も識語もない。本書は、直ちに蓮師の真蹟と斷定することを得ないが、恐らくその轉寫本に外ならぬと思ふ。

その他、大阪府、北河内郡甲可村大字郡屋本泉寺(若松)にも傳蓮師真蹟の御延書一本を藏し、播州姫路の本徳寺には同國魚崎新邑圓明寺文正の寫した所の廣略二本の延書を藏せりといふが、(延書諸本校合記丹山著)、これは皆調卷十七帖本であるとのことである。

十六 弁波瑞泉寺本

越中國東礪波郡井波別院瑞泉寺に傳ふるもので、寺傳では實如上人の真蹟といふが、恐らくその

時代のものであらう。原寸は堅八寸五分、横五寸六分で調卷十七帖の粘葉本である。標紙は海老茶色で、紙質は鳥の子で雲母引きである。一紙半面五行、一行十三字乃至十七字詰である。紙數並に調卷を煩をいとわず列舉すれば左の如くである。

教一之卷 十六葉

行二之卷 六十七葉

行三之卷 六十八葉

行四之卷 五十葉

信五之卷 五一葉

信六之卷 五十九葉

信七之卷 七十四葉

信八之卷 七十一葉

證九之卷 三十九葉

證十之卷 四十四葉

眞十一之卷 五十八葉

眞十二之卷 四十四葉

化十三之卷 四十九葉

化十四之卷 五十二葉

化十五之卷 七十三葉

化十六之卷 五十四葉

化十七之卷 五十八葉

合 九百四十九葉

瑞泉寺本から直接に、一行一字一格も忽緒にせず臨寫した一本を京都栗津家に藏してゐる。同家の先代、栗津大進法眼入真元隅が、元祿二年（一二三四九）正月元日から同二月二十日までかゝつて入念に筆寫したもので、先人がいかに敬虔な態度を以て御聖教書寫に對つたかは、その奥書によつて歴然たる痕跡が見ゆるやうである。奥に曰く。

右此御本書仲書者、眞宗秘寶、而越中國井波瑞泉寺所有之物也。傳云實如上人真蹟幸得拜讀。而遂請手自奉書寫之。其一行一字不違焉。自元祿己巳歲閏正月朔。至同二月二十日畢其功也。謹以依祖德之高恩。而信佛智之大悲。而慶喜及感淚矣。然則製于家兒言。苟不憚冥慮。而有令自他妄拜見者。不可免罪者也。

栗津大進法橋入眞敬白、

十七その他

その他、近江國蒲生郡南津田村真念寺(大谷派)には本泉寺法印權大僧都蓮悟の真蹟と傳ふる十七帖本延書(但し、奥なし)が所藏せられてあり、能登珠洲大坊村正福寺には傳實如上人真蹟の殘缺本六帖が藏せられてある。また佛教大學教授禿氏祐祥氏所藏の零本半帖も、此の十七帖本の信卷之二の初であつて、表紙の一隅に「眞實信文類三本下、教口」の十文字がある。その下の花押を見ると恰も一見教如上人の花押に似通つてゐるが、本文の筆格と運筆とを仔細に検すると、教如上人の眞筆でないことは明らかである。

尙又た、大阪市東區德井町本覺寺には「江州金堂弘誓寺」の朱印ある、天保頃の筆寫にかかる一本を所藏されてゐるが、此亦、瑞泉寺本と同じく十七帖本である。只彼れと異なる點は、(一)信卷別序に撰號あること。(二)標舉の所在は別序の餘白に置くこと。(三)化土卷を本末に分つこと、以上三點のみであつて、他は皆同じである。

尙又た三河碧海郡野寺本證寺には宣如上人の眞蹟殘缺二帖を藏せりとのことだが未だ福眼を得ないから陳述するを得ない。

十八版本

御延書版本として傳へらるゝは、萬延二年（一二五二）に大谷派本山にて印刻されたのがそもそも最初で、十七帖本が茲に小本四冊に縮刷されたのである。明治十四年九月に大高文進氏校訂の一本があらはれ、京都丁字屋また萬延本を翻刻するに至つた。近くは真宗聖教大全、真宗聖典にも編入されたのである。

十九 結論の一

上來煩を厭はず、現存若しくは有無不詳の古寫本を雜然として陳列したが、翻つて御本書延書の創作者並にその種類を考究すべきこととなつた。

前述せる如き二十有余種の御延書が、證ずるところ果して原本各種のものであらうか、將た又た原本は唯一種で、その原本より幾つにも展轉傳寫せしめられたものであらうか。考察すべきは此の一問である。

佛教大學所藏の一本に現はれた、康永二年の奥書と、「此書存覺聖人ノ御筆ヲ以テ寫申候。云々」の天文二十二年の奥書とを基調として推測する時は、確かに康永二年に於て存覺師の手に成れるも

のが嚆矢であると言はねばならぬ。而して後世、世に流布せる諸本は皆その傳寫本と思はれるのである。果して然らば存覺上人創始の御延書唯惟れ一種であつて、他は皆その傳寫本に外ならぬであらうか。

予は上來縷々説き來つた諸本を逐次比較對照したが、或は獨斷であるかは知らぬが恐らく御本書延書本には二種の原型の存在するてふ結論に到着したのである。無論、極微細なる部分まで検尋すればそれぐも皆相異する點を發見するが、大體上左の二系統に歸着すると思ふ。

一は覺如上人延書——(多くは二十帖若くは十九帖本のもの)

二は存覺上人延書——(多くは十七帖本のもの)

前者に就ては弘誓寺本、勝福寺本、本山内事局本、傳覺信尼公本、金森善立寺本等は、調卷、内容、假名遣等に於ては殆ど同一種であり、同一系統と信ずる。是れを古來の傳説に従つて、予は覺如上人御延書であるまいかと思ふ。「淨土真宗聖教目錄先啓」の中に「教行信證六卷、……真蹟在報恩寺及專修寺寶庫、有^三振書二本一本者覺如上人一本者蓮如上人拜寫」とあり、覺如宗主と蓮如師との二本の展書を擧げてゐるが、今はその前者の一本である。

後者に就ては、西本願寺所藏の延文五年本は未だ眼福を得ないが、康永二年の跋書ある佛教大學本を初めとして、その他の調卷十七帖を有する現存の諸本とを逐次比較對照する時に、此等の諸本は

殆ど内容、形式、例へば撰號の位置、標舉の所在、信卷及化土卷を本末に分つ分たざる等の些事に至るまで大體上一致する點を發見する。これその原型の同一種なる所以で、是れが即ち存覺上人延書本である。願入寺本(綽如)、妙琳坊本(巧如本)、專修坊本(蓮如本)、瑞泉寺本正福寺本(實如本)眞念寺本(蓮悟本)、を初め、萬延刊行本に至るまでの十七帖延書本は皆な存覺上人本と言ひうる。「淨土真宗聖教目錄」に擧ぐる所の展書二本の中、後の一本「蓮如上人拜寫」と稱するものは、さりもなほさす存覺師延書の傳寫なること申すまでもない。茲に延書本の原型に二種の存在することを立證し得たのであるが、今その二系統を圖示すれば左の如くである。

(一) 傳覺如上人延書本

眞筆本——□□□——本山内事局本、傳覺信尼公延書本、勝福寺本、弘誓寺本、善立寺本等、

(二) 存覺上人延書本

眞筆本——尊蓮本——存覺延書本——善如延書本——綽如延書本——巧如延書本——存如延書本
——蓮如延書——實如延書等、

一一〇 結論の二

人或は說をなして「存覺師の延書製作は康永二年の奥書によりて動かすことは出きないが、東奔

西走日猶少なき覺如上人にして、而も老年に及び眼疾に苦しみ玉ふ折柄、どうして教行信證一部六軸の御延書が出きやうか」と言ふけれども、しかし、單に是を以てのみ覺如上人御創作の延書なきことを立證することは出きぬ。

抑々、覺如上人の事蹟を考ふるに、西本願寺所藏の「鏡御影」裏書にも、「應長元歲辛亥五月九日、於越州、教行證講談之次記」之」といひ、同じく「存覺上人一期記」の中、存師二十二歳の條下にも「二十餘日御居住、大町如道許奉受教行證候間、依御與奪予大略授之了」といふ如く、覺師は越前の化導に於て、宗祖の教行信證を講本として、講筵を開き玉ふた點に於て見るも、或は又た最須敬重繪詞七左ハ丁ニに

「申請ケル輩ニハ一紙ノウチ片時ノ程ナトニイト思案ニモオヨハス、タ、率爾ニ筆ヲソメラル、事著述アマタアリ、後ニソノ名ヲ題セラレテ執持鈔、願々鈔、最要鈔、本願鈔ナト號セラル、コレミナ所被ノ輩ノツタナキヲサキトシテ漢字ノ筆體ノマヨヒヤスキヲサシヲキ、所望ノ族ノオロカナルヲ本トシテ和字ノ製作ノコロエヤスキヲモチヰラル、所ナリ。」とあるが如く、恐らく這うした愚族の読み易からしめんがための故に、覺師の殊更に、延書し玉ふ所と思ふ。教行信證御延書が、前後二回までもりとするは少しく疑議すべき點なきにしもあらずであるが、此亦前例の存することで、例へば淨土文類聚鈔一卷が願主の所望避れ難く、暦應三年四月(一一〇〇〇)と康永三年三月(一一〇〇

四)、との前後二回、原本から延書せられたことによつて見るも容易く首肯し得ることと思ふ。要するに「教行信證延書」は存覺上人の創始であつて、その他は皆この傳寫本に過ぎない」といふが、最近、真宗史學者の唱へる有力なる一説であつたが、予は現存せる幾多の古寫御延書を參照して存覺上人延書の外に、他の一つの延書本の存在することを見、そうしてその延書本たるや、恐らく覺如上人延書に非らずやと推定いたしたいのである。素より、是を立證する文献殊にその第一史料の發見さるゝまでは、しばらく幾分の疑ひを存しておく。

擱筆するにのぞみ、内事局所藏本並に金堂弘誓寺本（覺如上人延書）と井波瑞泉寺本（存覺上人延書）とを、比較對照して、一目その相異點を見易すからしめ、かくて相互の微細に亘る異同等に關する煩雜なる考證に付ては一切是を省略することにする。

二十一 三本延書調卷并に布列對照表

内事局本（舊教行寺本） (第一冊)	弘誓寺本（十冊） (第一冊教之卷)	瑞泉寺本（十七冊） (第一冊)
顯淨土眞實教行證文類序		顯淨土眞實教行證文類序

ヒソカニ乃至嘆スルナリ

顯眞實教一

乃至三

サム

顯化身土六

顯淨土真實教文類一

愚禿釋親鸞集シフ

大無量壽經眞實之教

淨土真宗

ツシンテー(本文中略)——眞教ナ

リシルヘシト

顯淨土真實教文類一

(第二冊)

顯淨土真實行文類ノ二

愚禿釋ノ親鸞集シフ

諸佛稱名ノ願淨土真實ノ行

選擇本願ノ行

ツシンテー(本文中略)——往セシ

同

(第二冊行之卷上)

(第二冊)

顯淨土真實行文類ノ二

愚禿釋ノ親鸞ノ集

諸佛稱名ノ願淨土真實ノ行

選擇本願ノ行

ツシンテー(本文中略)——易行道。

ヒソカニ乃至嘆スルナリ
大無量壽經淨土真宗
眞實ノ教ヲアラハス。一。

乃至

化○身○土○ヲ○ア○ラ○ハ○ス○。六○。

顯淨土真實教文類一

愚禿釋ノ親鸞ノ集

ツシンテー(本文中略)——眞教ナ

リシルヘシ

題號ナシ

メタマヘルナリト抄出

ニヨラサランヤ已上

(第三冊)

(第三冊行之卷中)

(第三冊)

安樂集ニイハク—(本文中略)一
三昧王トイフト已上

同

光明寺ノ和尚ノノタマハク
—(本文中略)—專心專念トイヘ
リ已上

(第四冊)

(第四冊行之卷下)

(第四冊)

往生要集ニイハク—(本文中略)一

往生要集ニイハク—(本文中略)一

智昇師ノ集諸經禮儀ノ一卷ニ
イハク—(本文中略)—信スヘシ

信スヘシト

信スヘシト

六十行ステニオハリヌ一百
六十行ステニオハリヌ一百

六十行ステニオハリヌ一百
六十行己畢一百二十句也

六十行己畢一百二十句也

六十行ステニオハンヌ一百二
十句

二十句ナリ

二十句ナリ

二十句

顯淨土真實行文類一

顯淨土真實行文類二

顯淨土真實教行證文類

(第五冊)

(第五冊信之卷本上)

(第五冊)

顯淨土真實信文類ノ序

愚禪釋ノ親鸞述ス

ソレオモンミレハ乃至毀謗ヲ生

毀謗
フシリッシルコト

スルコトナカレト

スルコトナカレ

顯淨土真實信文類ノ三ノ本

三ノ本
集アツム

愚禿釋ノ親鸞集シラ

愚禿釋ノ親鸞集

至心信樂ノ願 正定聚ノ機

至心信樂ノ願 正定聚ノ機

ツシンテー(本文中略)——他ノ因

ツシンテー(本文中略)——發起セ

ノアルニハアラサルナリトシル
レハナリト

シメタマヘリ已上

ヘシ

顯淨土真實信文類三序本上

シメタマヘリ已上

(第六冊信之卷本中)

マタ一切往生人等ニ——(本文中

略)——信不具足トストイヘリ已上
抄出

無

顯淨土真實信文類三ノ本中

(第六冊)

(第七冊信之卷本下)

(第六冊)

トフ如來ノ本願ステニ——(本文中

華嚴經ニノタマハク——(本文中

貞元ノ新定釋教ノ目錄卷

中略) — 摄取シタマフ必然ノ理

略) — 摄持シタマフ必然ノコト
カナラスシカラシムル

第十一ニイハク — (本文中略) —

ナリ已上

ハリナリ已上

必然ノ理ナリ已上

顯淨土真實信文類三本下

顯淨土真實信文類三本下

(第七冊)

(第八冊信之卷末上)

(第七冊)

顯淨土真實信文類ノ三未

愚禪釋ノ親鸞集

ソレ真實信樂ヲ按スルニ — (本文

ソレ真實信樂ヲ案スルニ — (本文

ソレ真實信樂ヲ案スルニ — (本文

文中略) — 三菩提心ヲ發セシム
ルコトアタハスト已上

文中略) — 三菩提心ヲ發セシム
ルコトアタハスト已上

文中略) — 六加羅鳩駄迦旃延

顯淨土真實信文類三未上

無

(第八冊)

(第九冊信之卷末中)

マタノタマハク — (本文中略) —

マタノタマハク — (本文中略) —

辭退シテミヤニカヘリニキト已
上抄出

辭退シテミヤニカヘリニキト已
上抄出

顯淨土真實信文類三未中

(第九冊)

マタノタマハク—(本文中略) —

コレ虚誑語ナリ略出

(第一〇冊信之卷未下)

マタイハク善男子—(本文中略)

コレ虚誑語ナリ略出

(第八冊)

(前同)

顯淨土真實信文類三
顯淨土真實證文類三顯淨土真實信文類三末下
顯淨土真實證文類四

(第九冊)

(第一〇冊)

顯淨土真實證文類四
愚禪親集顯淨土真實證文類四
愚禪親集(必至滅度ノ願 難思議往生)
顯淨土真實證文類四
愚禪親集必至滅度之願 難思議往生
ツシンテ真實證ヲアラハサハ—
(本文中略)—因ナクシテ他ノ因
ノアルニハアラストナリ。必至滅度之願 難思議往生
ツシンテ真實ノ證ヲアラハサ
ハ—(本文中略)—因ナクシテ
他ノ因ノアルニハアラストシ
ルヘシトナリ。ツシンテ—(本文中略)—アルコ
トナキコトヲアカス(ナリ)

(第十一冊)

(第十二冊證之卷下)

(第十冊)

(第十二冊)	顯淨土真佛土文類ノ五 光明無量ノ願 壽命無量ノ願ツ ツシソテ真佛土ヲ按スレハ—(本文 文中略) — 第一義諦トスト略出	愚禿釋ノ親鸞集 <small>シヨウジク</small> 光明無量ノ願 壽命無量ノ願ツ シンデ真佛土ヲ按スレハ—(本文 中略) — コレヲ聞見トナツク略出	顯淨土真佛土文類ノ五 光明無量ノ願 壽命無量ノ願ツ 同	(第十三冊真佛土卷上)
(第十三冊)	マタノタマハク迦葉マタイハク —(本文中略) — アフ。イテ敬信ス ヘシコトニ奉持スヘキナリシリ <small>タモチタダマツル</small>	淨土論ニイハク—(本文中略) — アフヒテ敬信スヘシコトニ奉持 <small>タモチタマヘキナリ ウケタマヘキナリ タモジマヘシリ</small>	淨土論ニイハク—(本文中略) — 奉持スヘシシリ	(第十一冊)
(第十四冊真佛土卷下)				(第十二冊)

ヘシトナリ

顯淨土真佛土文類五

(第十四冊)

顯淨土方便化身土文類六。本

愚禿釋親鸞集

至心發願ノ願_{那定聚ノ機}阿彌陀經ノコ_{、ロナリ}生無量壽佛雙樹林下往觀經ノコ_{、ロナリ}

ナリ

至心廻向ノ願_{不定聚ノ機}難思往生_{阿彌陀經ノコ_{、ロナリ}}ツシンテ化身土ヲアラハサハ佛_{トイフハ一（本文中略）}—不實ノ_{（本文中略）}功德トナツクト已上

同

。本ノ字ナシ

(第十五冊化身土卷本上)

顯淨土真佛土文類五

(第十三冊)

ツシンテ化身土ヲアラハサハ一_{マコトナラサル}功德トナツクト已上

同

(第十六冊化身土卷本中)

(第十四冊)

安樂集ニイハク大集經ノ月藏分

安樂集ニイハク大集經ノ月藏分

シカルニイマ大本ニヨルニ一（本

ヲヒキテノタマハク—（本文中略）—コノ義ヲモテノユヘニ善
略）—コノ義ヲモテノユヘニ善知識トナツク抄出

（第十六冊）

華嚴經ニノタマハク—（本文中略）—マタ仁王經ニイフカコ
トシ乃至已上略抄

（第十七冊化身土卷本下）

光明寺ノ和尚ノイハク—（本文中略）—マタ仁王經ニイフカコ
トシ乃至已上略抄

（第十五冊）

華嚴經ニノタマハク—（本文中略）—マタ仁王經ニノタマハク
乃至略抄

（第十八冊）

顯淨土方便化身土文類六末

（第十八冊化身土卷未上）

（第十六冊）

愚禿釋ノ親鸞ノ集

集^{アツム}

ナシ

ソレモロ／＼ノ修多羅ニヨリテ

—（本文中略）—罪福ノ因縁ヲ信

—(本文中略)—護持養育スヘシ

ナシ

スヘシ抄出

(第十八冊)

ソノトキニ世尊マタ—(本文中略)—世間ノ名利恭敬ニ^{トム}貧着ス^{ムサボリツク}ルカユヘナリト已上

後題ナシ

(第十九冊化身土卷末中)

ソノトキニ世尊マタ—(本文中略)—世間ノ名利恭敬ニ^{トム}貧着ス^{ムサボリツク}ルカユヘナリト已上

(第十九冊)

辨正論法琳撰ニイハク十喻九箴篇

—(本文中略)—菩薩ミナ攝取ス

已上

顯淨土真實敎行證文類六

顯淨土真實敎行證文類六末下

顯淨土真實敎行證文類六

(第二十冊化身土卷末下)

辨正論法琳撰ニイハク十喻九箴篇

—(本文中略)—菩薩ミナ攝取ス

ト已上

顯淨土真實敎行證文類六末下

顯淨土真實敎行證文類六

(第十七冊)

辨正論法琳撰ニイハク十喻九箴篇首楞嚴經ニノタマハク—(本文

—(本文中略)—菩薩ミナ攝取ス

中略)—菩薩ミナ攝取ス已上

無

右の對照表は、三本延書に就て、たゞ本文のみを中略して、他の一を順序のまゝ書きたてたのであるから、一見するところ圖表としては煩雜であるかも知れないが、三本の重要な處の相異を祓萃して指的するよりも、却つてこの方が調卷、布列等の相異が一層明瞭に知らるゝと考へたから敢てかくの如く對照せしめたのである。調卷の形式、首尾題號の有無、撰號の位置、標舉の所在、假名の同異等によりて、内事局本と弘誓寺本とは同一系統に屬することと、瑞泉寺本は是と別種なることとの二事實を明白にすることを得れば足るのである。本稿を草するに當り上杉文秀先生に俟つ所甚だ多い。茲に感謝の意を表する次第である。(大正一、三、五、)